

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額

ブックビルディング方式による募集	849,949,000 円
------------------	---------------

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し	4,797,060,000 円
-------------------	-----------------

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し	869,550,000 円
-------------------	---------------

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。

詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照ください。

なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。

【募集の方法】

2025 年 12 月 10 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。))は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は 2025 年 12 月2日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。))により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,176,400	849,949,000	459,972,400
計(総発行株式)	1,176,400	849,949,000	459,972,400

472A：株式会社ミラティブ

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法第 199 条第 1 項第 2 号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 12 月 10 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(850 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 999,940,000 円となります。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 2025 年 12 月 11 日(木) 至 2025 年 12 月 16 日(火)	未定 (注)4	2025 年 12 月 17 日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2025 年 12 月 2 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 12 月 10 日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025 年 12 月 2 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び 2025 年 12 月 10 日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1 株当たりの増加する資本金であります。なお、2025 年 11 月 14 日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、2025 年 12 月 10 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じ

ZOICCS Co., Ltd.

たときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。この取締役会決議に基づき、2025 年 12 月 10 日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025 年 12 月 18 日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2025 年 12 月3日から 2025 年 12 月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025 年 12 月 17 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番7号		
計	—	1,176,400	—

(注) 1. 2025 年 12 月2日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025 年 12 月 10 日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数 (株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,023,000	869,550,000 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
計(総売出株式)	—	1,023,000	869,550,000

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から 2025 年 12 月 25 日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の発行又は「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(850 円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社(以下、「共同主幹事会社」という。)として、2025 年 12 月 18 日に東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所グロース市場への上場にあたっての幹事取引参加者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社であります。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式以外の本届出の対象となる株式については、海外投資家への販売は行われません。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数(海外販売株数)

未定

(注)

上記の売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025 年 12 月 10 日)に決定されますが、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定

(注)

1. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1. と同様であります。

472A：株式会社ミラティブ

2. 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人の買取引受による売出しにおける国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定

(注)

引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売の引受価額と同一といたします。

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は 100 株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(11) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の受渡年月日

2025 年 12 月 18 日(木)

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V, L.P.、ANRI3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、1,023,000 株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2025 年 12 月 25 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025 年 12 月 18 日から 2025 年 12 月 25 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V, L.P.、ANRI3号投資事業有限責任組合及びテクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合、売出人であるグロービス5号 S ファンド投資事業有限責任組合、YJ3号投資事業組合、グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合、グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合、KDDI 新規事業育成3号投資事業有限責任組合、ジャフコ SV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコ SV5スター投資事業有限責任組合、小川真沙美、伊藤光茂、佐藤裕介、中川綾太郎、島田達朗及び大湯俊介、売出人及び当社新株予約権者である赤川隼一、当社株主である株式会社丸井グループ、株式会社バンダイナムコエンターテインメント及び他3名、当社株主及び当社新株予約権者である須山敏彦、横手良太並びに当社新株予約権者である岡田裕次郎、千吉良成紀、杉原健太郎、妻木泰夫、石原一樹及び鈴木信裕は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2026 年6月 15 日までの期間(以下「ロックアップ期間(A)」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等は行わない旨合意しております。

さらに、当社新株予約権者である当社従業員等 86 名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 90 日目の 2026 年3月 17 日までの期間(以下「ロックアップ期間(B)」という。)中、共同主幹事会社 の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間(A)中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割、株式無償割当て、譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限がロックアップ期間(A)中に解除されないものに限る。))の導入に関する発表並びにストック・オプションの発行及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の発行(ただし、ロックアップ期間(A)中にストック・オプションの行使及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の譲渡制限の解除がなされないものであり、かつ、ロックアップ期間(A)中に発行されるストック・オプションの目的となる当社普通株式及び譲渡制限付株式報酬としての当社普通株式の合計数が当社の発行済株式総数の1%を超えないものに限る。))等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間(A)及びロックアップ期間(B)中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記の他、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	1,991,987	3,219,892	4,324,875	5,438,229	6,096,112
経常損失(△) (千円)	△528,809	△56,069	△1,563,337	△1,190,311	△257,444
当期純損失(△) (千円)	△531,113	△58,357	△1,565,627	△1,192,602	△259,741
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	17,490	17,490	17,490	61,490	61,490
A種優先株式 (株)	152,678	152,678	152,678	152,678	152,678
B種優先株式 (株)	87,932	87,932	87,932	87,932	87,932
C種優先株式 (株)	—	—	12,927	12,927	12,927
純資産額 (千円)	2,676,651	2,618,294	3,252,842	2,140,972	1,881,231

472A：株式会社ミラティブ

総資産額	(千円)	2,899,857	3,084,350	4,194,627	3,697,022	3,532,737
1株当たり純資産額	(円)	△14,148.58	△14,374.68	△19,465.71	△405.45	△421.94
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△2,158.35	△226.10	△6,013.42	△81.32	△16.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	92.2	84.8	77.5	57.9	53.2
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△1,130,245	△345,969
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△13,687	△97,942
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	606,508	79,724
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	—	3,070,348	2,706,160
従業員数	(名)	54	77	110	117	131
[外、平均臨時雇用者数]	[—]	[22]	[31]	[41]	[40]	

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日)等を第5期の期首から適用しており、第5期以降に係る提出会社の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第3期から第7期の1株当たり純資産額については、新株予約権、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に帰属する純資産を純資産の部の合計額から控除して算出しており、1株当たり純資産額がマイナスとなっております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第3期から第7期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、それぞれ記載しておりません。

7. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

8. 第3期、第4期及び第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材紹介会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。

10. 第3期から第7期については、ライブゲーム開発、広告宣伝費、人員採用等の先行投資を行っていたことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。

11. 主要な経営指標等の推移のうち、第3期から第5期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

12. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」

(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

13. 2025年8月14日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月29日付で自己株式として取得し、その対価としてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該種類株式を消却しております。なお、当社は2025年8月29日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

14. 2025年8月14日開催の取締役会において、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。第6期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

15. 当社は、2025年9月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について』(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人による金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
1株当たり純資産額 (円)	△282.97	△287.49	△389.31	△405.45	△421.94
1株当たり当期純損失(△) (円)	△43.17	△4.52	△120.27	△81.32	△16.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

【関係会社の状況】

2024 年 12 月 31 日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱アイブレイド	東京都板橋区	500	ライバー関連事業	100.0	当社グループのライバー関連事業の運営 役員の兼任あり

(注) 1. 第7期連結会計年度末後に、2025 年2月7日付で㈱キャスコードの株式を取得し、新たに持分法適用関連会社となりました。2025 年9月 30 日現在における関係会社の状況は以下の通りです。

2025 年9月 30 日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱アイブレイド	東京都板橋区	500	ライバー関連事業	100.0	当社グループのライバー関連事業の運営 役員の兼任あり
(持分法適用関連会社) ㈱キャスコード	東京都世田谷区	50,000	ライバー関連事業	39.8	当社グループのライバー関連事業の運営 役員の兼任なし

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025 年9月 30 日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ミラティブ事業	156 [46]
合計	156 [46]

(注) 1. 当社グループは、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報に関連付けて記載しておりません。

2. 従業員数は、就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材紹介会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025 年9月 30 日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
152 〔46〕	34.7	2.6	6,855

(注) 1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材紹介会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、ミラティブ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注1) (注3)	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注2) (注3)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)(注3)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
33.3	66.7	79.8	73.2	78.9

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第 76 号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第 25 号)第 71 条の4第 1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

男性労働者の	=	2024 年度内に育児休業等	÷	2024 年度内に配偶者が
育児休業取得率(%)		を取得した男性労働者数		出産した男性労働者数

3. 当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んで算出しております。

② 連結子会社

管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定による公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

また、男性労働者の育児休業取得率については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定による公表項目として選択しておらず、かつ、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第 76 号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

【所有者別状況】

2025 年 10 月 31 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	1	—	25	30	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	5,581	14,075	—	137,851	157,507	650
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	3.54	8.94	—	87.52	100	—

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式数の割合 (%)
赤川 隼一(注)1、3	3,507,900 (661,900)	19.82 (3.74)
グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合(注)3	3,295,900	18.63
ANRI3号投資事業有限責任組合(注)3	1,954,250	11.04
テクノロジーベンチャーズ4号投資事業有限責任組合(注)3	1,676,400	9.47
Globis Fund V,L.P.(注)3	1,407,550	7.95
YJ3号投資事業組合(注)3	1,293,100	7.31
ジャフコ SV5共有投資事業有限責任組合(注)3	732,100	4.14
グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合(注)3	603,450	3.41
グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合(注)3	517,250	2.92
株式会社 MIXI(注)3	293,750	1.66

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等(当社の取締役)

3. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

4. 特別利害関係者等(当社子会社の取締役)

5. 当社の従業員

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。